

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

1 農業経営の発展

菜種作経 近世後期に市域では、全体として商業的農業がいちだんと進展した。まず、六甲南麓地域では**営の動向** 近世中期以降水車を利用する絞油業が盛行し、付近農村では、その原料たる菜種の栽培が盛んになった。菜種は裏作物で、稲のあと田で栽培されることが多かったから、都市向け野菜やその他の商品作物でも、それらが畑作である場合は競合することはなかった。

まずこの地域の菜種作の状況を、文化十年（一八一三）の八部郡一部村々の菜種販売高をとってみてみよう（表四）。多い村で約一〇〇石、少ない村では一〜二石と、村によってかなりの差はあるが、まず菜種作の多い地域といえるであろう。菜種の反当收穫量は、一石弱と推定されるから、例えば鳥原村の場合販売量の三九・八石の生産にはおよそ四町の田が必要となり、同村の田一六町余の四分の一、また花熊村の八一・五石では、同村の田一二町余の三分の二以上に作付けされていたことになって、村によっては商品作物としての菜種の比重の高さをうかがうことができる。このことは、一〇〇石に近い北野村をはじめ五〇石程度の石井村・荒

田村などでも同様である。

次に菜種の販売先を、花熊村の例で示したものが表122である。この寛政→天保初期は、幕府による油方仕法の実施によって、菟原・八部・武庫三郡産出の菜種は、西摂灘目水車絞油業者に売却するよう規制されていた時期に当たっている。従ってその販売先は、神戸村を筆頭に、兵庫津・熊内村・住吉村・水車新田など、いずれも地元灘目水車絞油業者へ直接という例が多いが、毎年同じ業者に販売することは少なく、かなり販売先を変えている傾向が強い。

しかもこの販売は、村で取りまとめ庄屋を通じて行われており、一村分を一名の業者に売り払っている場合もあれば、二、三名に分けている場合もある。分けている場合でもその価格は同額であった。この村役人による一括の販売方法は、他の村でも同様で、例えば享和三年（一八〇三）の東須磨村でも百姓代がまとめて兵庫津や御影村などへ売り払っている。

ところでこの時期の菜種の価格はどうなっていたのであろうか。大坂周辺村の例で見れば、宝暦→寛政期では一石銀約八〇匁強で推移しているが、寛政の取締り強化以後の文化・文政期では七〇匁弱と近世後期で最も低い水準に低落している。この時期菜種作農民は、厳しい経営環境のもとに置かれていたといえる。し

表 121 八部郡諸村の菜種販売高と販売先 (文化10年(1813))

村名	数量	菜種販売先
北野村	98.935	兵庫津水車稼
中宮村	8.800	熊内村水車稼
花熊村	41.000	神戸村油稼人
奥平野村	50.500	篠原村油稼人
石井村	51.300	兵庫津木戸町
荒田村	51.000	水車新田
鳥原村	39.830	兵庫津木戸町
夢野村	1.380	兵庫津江川町
口妙法寺村	2.100	石井村
奥妙法寺村	4.550	兵庫細辻子町
車村	1.950	〃
白川村	3.950	〃

資料：新保 博『封建的小農民の分解過程』

表 122 花熊村の菜種販売高と販売先

年 代	数 量	菜 種 販 売 先	
寛政 9(1797)	石 60.138	神戸村水車稼 俵屋長治郎	
	19.084	熊内村水車稼 大和屋嘉兵衛	
	23.848	北野新田水車稼 升屋源五郎	
	" 10	75.350	神戸村水車稼 俵屋長治郎
		35.230	兵庫津水車稼 京屋善兵衛
	" 11	36.920	神戸村水車稼 俵屋長治郎
		76.530	神戸村水車稼 俵屋長治郎
	" 12	36.000	水車新田 油屋兵五郎
		35.930	水車新田 小池屋助三郎
	享和 1(1801)	27.000	熊内村水車稼 大和屋嘉兵衛
26.600		二茶屋村水車稼 浜屋利兵衛	
文化 1(1804)	61.300	神戸村水車稼 俵屋長治郎	
	28.000	熊内村水車稼 大和屋嘉兵衛	
" 2	27.200	篠原村油稼人 車屋喜左衛門	
	53.200	兵庫津 京屋寅次郎	
" 3	74.200	神戸村油稼人 松屋亀次郎	
	41.000	神戸村油稼人 松屋亀次郎	
" 9	40.500	篠原村油稼人 車屋喜左衛門	
	40.500	熊内村油稼人 大和屋嘉兵衛	
文政 3(1820)	42.000	神戸村 松屋五兵衛	
	95.500	神戸村 松屋五兵衛	
" 4	36.432	住吉村 油屋五兵衛	
	64.316	日向屋吉右衛門 阿波屋伝三郎	
" 9	20.971	住吉村 油屋五兵衛	
	116.324	住吉村 油屋五兵衛	
" 10	47.527	住吉村 油屋五兵衛	
	48.326	住吉村 米屋宗三郎	
" 11*	46.251	住吉村 万屋辰	
	47.221	住吉村 油屋甚	
天保 1(1830)	164.561	熊内村 田中善右衛門	
	42.100	兵庫津 油屋源兵衛	
" 2	43.700	水車新田 油屋元三郎	
	110.0345	(不 明)	
" 4	118.788	(不 明)	
	62.265	天満屋市助	
" 14	64.598	京屋鶴	
	64.598	京屋鶴	

(注) *この年の菜種販売高の内には他村分44.496石をふくむ。

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

かし天保の油仕法改革以後は、販売先も大坂・兵庫・堺の種物問屋まで広げられ、加えて幕末期の物価上昇趨勢のうちで一〇〇匁を上回る騰貴をみるに至っている。

こうした価格変動は当然生産農民に直接影響を与える。先の花熊村にもどって、販売農民をみてみよう。表123は花熊村農民の持高規模と菜種販売高との相関関係をまとめたものである。まず菜種の販売にかかわ

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 123 花熊村の農民持高別菜種販売高

(単位: 戸)

持高 販売高	文 政 9 年 (1826)							計	天 保 15 年 (1844)							計
	無 高	1 石未 満	1 〜 3	3 〜 5	5 〜 10	10 〜 15	15 石 以上		無 高	1 石未 満	1 〜 3	3 〜 5	5 〜 10	10 〜 15	15 石 以上	
1石未満		3	4					7	1	4	1	3			9	
1〜2				5	3	2		10	1	2	3	2			8	
2〜3				4	4	4		12	1	1	3	4			9	
3〜4					2	5		7			1	5			6	
4〜6					2	4	2	8				5			5	
6〜8							1	1				1	2		3	
8〜10								0						1	1	
10石以上								0						1	1	
計	0	3	13	11	15	3	0	45	0	3	7	8	20	2	2	42
農民総数	1	19	18	11	16	3	0	68	1	17	9	10	21	2	2	62

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

た農民は、全村の六六%に及ぶが、それを持高一石以上層で見ると九〇%近くなり、耕地を持つ農民のほとんどが加わっていた様子がわかる。もちろん所有耕地規模の大きいほど菜種の販売高は多くなっている。ただ価格の低落期に当たると文政九年(一八二六)では、持高で一〇石層、販売高で一〜三石層といういわば中間のやや小規模層の密度が高くなっていたのに対し、価格高騰期の天保十五年(一八四四)では、持高をこれまで以上に増大させた一五石以上の農民が現れ、その販売高も文政時を上回る八石以上に伸ばしている反面、持高三〜一〇石の中間層のなかに、文政時を下回る販売高一石未満の農民が現れており、全体に菜種作経営は規模の拡大集中化が進むなかで両極へ分解している様子をうかがうことができる。

すなわち一方には、作物価格の変動に乗じて経営を拡大してゆく上位高持の富農層と、他方には経営

表 124 芝家の稲品種別播種量

(単位: 斗)

品種	年代	天明	文政	//	//	天保	//	//	//	//	//	//	//	
		5	3	4	5	2	5	7	9	10	11	12	13	15
も	ち	3.2	1.2	1.5	1.2	1.5	1.5	1.7	1.7	1.6	3.0	2.3	3.0	2.0
但馬	穂	1.4	1.2	1.5	1.8	1.5	1.4	1.5	0.4	1.4	1.3	1.7	1.5	1.1
但馬	早稲	1.6												
よ	出	1.4	1.3	1.2										
孫右衛門	門河	2.4	1.3	1.1	1.3	1.5	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0	2.0	2.5	2.1
白山	河	0.1												
山田	穂		3.0	2.4	2.1	2.0	2.3	1.8	1.8	1.9				
唐櫃	早稲		1.8	1.5	1.2									
高平	穂			1.5	1.4									
びしゃも	ん				1.0									
伊勢	穂				0.3	1.4								
天名	王					1.5								
古屋	穂					1.0	1.3	1.8	1.5	1.7	2.0	2.0	1.2	
十連寺	穂						2.0	2.2	1.7	1.7	2.5	2.3	1.7	2.0
佐十	郎							1.0						
若源	浦								1.7					
わ二	郎									1.4	2.0	2.0	1.8	2.4
用宅	せ										0.8			
出羽	穂											1.2	1.8	2.0
合計		10.1	9.8	10.7	10.3	10.4	10.0	11.4	10.4	11.6	13.6	13.5	13.5	11.6

資料: 「芝家文書」

の縮小を余儀なくされてゆく
 零細規模層の増加という、天
 保期以後の花熊村農民層の階
 層分化をも如実に示している。
 北部の二郎村に 一方、市
 みる米作経営 域北部の
 米作農業の実情を、上二郎村
 の芝家の例で考えてみよう。
 有馬郡に属していた市域北東
 部の村々は、六甲山地と大阪
 平野を限る北西部の山地によ
 って縁どられ、交通が不便で
 あったが、距離では大坂の米
 市場や灘目の酒造地といった
 需要地域に近く、領支配の
 うえでは、大沢地区を除いて、
 幕府領か関東地方に本拠を持

つ遠隔の大名領であったことが特徴的である。

上二郎村は飯野藩(千葉県富津市)領で、同村の芝家は、文化八年所有耕地約一町二反(石高にして約二〇石)、男女それぞれ一名計二名の雇用労働力を抱えて、その大部分を自作しながら、なお若干は小作地に出していたとみられる。その主作物はもちろん米であり、年によっては菜種が販売用に作付けされることもあった。

さて、表124は断続しているが天明五年(一七八五)から天保十五年に至る間の稲の作付品種の一覧である。一種類の播種量は、一升とか三升とかという少ない場合はむしろ例外的で、平均は一斗六、七升であり、多くても三斗程度どまりという特定品種にあまり集中しない方法が採られている。また作付品種の数は、多い年で八種類、少ない年で六種類とかなり多く、特に毎年のように一〜二種類は新品種を採用していることが目立っている。そしてこの新品種の中から、山田穂・名古屋穂・十連寺穂などのように、以後連続して作付けされている種類があるのは、その作柄が良かったために繰り返して用いられたことを示しているとみられ、こうした新品種の試作と選別こそ近世を通じて行われた品種改良の典型的な姿であったとされている。

この品種のうち、すでに天明五年から一貫して作付けされている「孫右衛門」は、その播種量も天保後期には増加傾向を示しており、幕末期に播磨国美囊郡で米質良好として奨励された品種であったことを考えると、商業的農業としての米生産という経営の様相をうかがうことができるであろう。

米の販売と 生産された米はまず年貢米として領主に納付され、その残余が飯米と販売用に充てられる。

肥料の購入 表125は前記芝家の農産物販売状況をまとめたものである。芝家の販売物のうち圧倒的な比重

を示しているのは米で、販売総額に占める割合も例外的な天保十年を除いてはほとんど八〇%以上に達し、

表 125 芝家の農産物販売状況

年代	米販売額	菜種販売額	その他	販売総額	販売総額に占める比率		
					米	菜種	その他
天明 6	876.16			876.16	100.0		
寛政期	831.94			831.94	100.0		
文政 3	800.20	97.65	44.50	942.35	84.9	10.4	4.7
〃 4	816.77	118.95	8.80	944.52	86.5	12.6	0.9
〃 5	989.44	117.04	40.00	1,146.48	86.3	10.2	3.5
〃 10	697.00			697.00	100.0		
天保 2	627.15			627.15	100.0		
〃 5	1,857.89			1,857.89	100.0		
〃 6	972.43	277.58		1,250.01	77.8	22.2	
〃 7	1,749.26			1,749.26	100.0		
〃 9	1,588.64	175.61		1,764.25	90.0	10.0	
〃 10	343.72	310.68		654.40	52.5	47.5	
〃 11	1,375.20			1,375.20	100.0		
〃 12	1,357.99			1,357.99	100.0		
〃 13	1,103.54	254.20		1,357.74	81.3	18.7	
〃 14	477.94			477.94	100.0		
〃 15	671.03	117.10		788.13	85.1	14.9	

資料：「芝家文書」

米だけの年もあるほどで、米主作地の特徴を示している。

米に次いで菜種がかなり販売されている。ただ恒常的ではなく、販売していない年もあり、その額も総額の一〇％台程度である。おそらく田方裏作として栽培されたものであろう。

さて次に米の販売先とその量を整理したのが表126である。販売先としては一七カ所があげられているが、この時期を通じ継続的に、かつ大量に販売されているのは米谷村（玉塚市）ただ一カ所である。米谷村は有馬郡から大坂へ至る道筋にあり、岡部藩（踰玉真大里郡岡部町）の米宿、三田藩の馬宿などを勤める者や、米商人（文政十三年には一人）もいて、米販売には便宜があっ

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 126 芝家の米販売状況（天明6（1786）～天保15（1844））（単位：石）

年代	販売先 米谷村	生瀬村	湯山町	名来村	切畑村	日下部村	下山口村	川面村	村内	不明	合計
天明 6	11,503										11,503
寛政	8,269								4,967		13,236
文政 3	3,995	0,999	7,849	0,330					2,160	1,001	16,334
〃 4	5,012		4,097	3,040					4,530	1,002	17,681
〃 5	3,954		2,989	1,500	2,040	0,330			2,687	3,168	16,668
天保 5	16,261								0,400	0,980	17,641
〃 6	11,768										11,768
〃 7	6,864	5,240				1,210			1,000		14,314
〃 9	8,939	5,908									15,847
〃 10	6,618										6,618
〃 11	18,994	0,990									19,984
〃 12	15,821	0,980							0,990		17,791
〃 13	12,536					0,202		0,947			13,685
〃 14	6,023										6,023
〃 15	8,069										8,069

資料：「芝家文書」

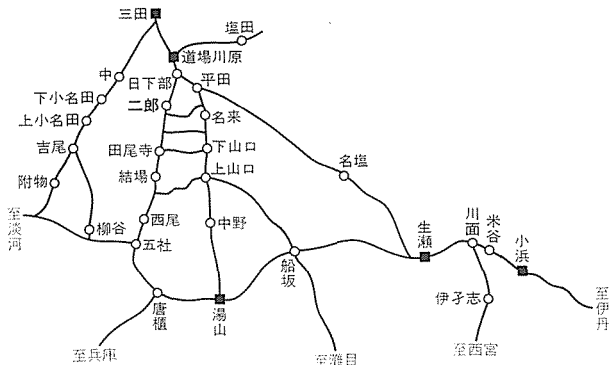


図 28 二郎村付近概念図

た。有馬郡の個々の農民が米を売却する場合、米谷村のこれら在方商人との関係の深さがうかがえる。有馬郡の産米も酒造米としてよく利用されていた。

表 127 芝家の菜種販売状況

(単位: 石)

年代		文政3	4	5	天保6	9	10	13	15
販売先									
平田村	米屋善次郎	1.428	1.820	2.009				2.110	
〃	泉仙店								
道場村	山口屋				1.193				1.394
日下部村	山卯屋				0.206				
三田町	河内屋				1.640	1.314	2.563		
〃	紀喜兵衛								
合計		1.428	1.820	2.009	3.039	1.314	2.563	2.110	1.394

資料: 「芝家文書」

表 128 芝家の肥料購入状況

(単位: 匁)

年代		文政3	4	5	天保3	5	7	9	12	13
購入元										
兵庫	魚惣右衛門	377	235	321				365.92		
切畑村	戎屋利兵衛		91.5		604.90	120	514	567.55	475.62	569.40
平田村	米屋善次郎	64								
結場村	儀兵衛		10.3	100.16						
合計		441	336.8	421.16	604.90	120	514	933.47	475.62	569.40

資料: 「芝家文書」

また文政期の三例では、その販売量が以前より若干増加しており、さらにその販売先も米谷村以外に近在の湯山町・切畑村・名来村(西宮市)・生瀬村(西宮市)あるいは村内などで増やしている。これは文政期が米価の低水準期に当たり、米谷村のみでは売りさばけない状況をみて、近村へも売り払ったものと考えられる。

次に菜種の販売先をみると(表127)、米の場合の米谷村のように集中している傾向はなく、平田村・道場村・三田町など近在のおそらく絞油業者へ売り払っているとみられる。

一方肥料の購入元をみると(表128)、文政期には干鰯を主とする魚肥を兵庫の魚屋惣右衛門から、また油粕を、

菜種の販売先である前記平田村米屋善次郎と結場村の絞油業者儀兵衛から購入している。しかし天保期になるとそのほとんどを切畑村(五社)の戎屋利兵衛から購入するように変化している。この戎屋利兵衛は天保八年の島上・島下・豊島・川辺・武庫・菟原・有馬の撰津七郡五穀仲次人三名連名中の一人であり、当時の有馬郡における有力な在方商人であった。

さて芝家の米の販売量は、この時期多い年で一九石余、少ない年で六石余、平均して約一四石となり、これは同家の播種量から推定される作付面積一町五反前後からみれば、収穫量の四〇%を超える部分を占めることになり、年貢米を差し引いて考えると、その商品化率はかなり高かったと考えなければならない。そして、この代金で購入する肥料代の割合も、やはり売却代金の三五〜四五%程度になり、時に五〇%を超える年すらあったから、すでに近世後期には、主穀の米作においても、商品貨幣経済に立脚する商業的農業として営まれていたといえる。

したがってこの芝家の場合、商品作物としての米生産を基本とする、雇用労働力を擁した富農的経営とすることができる。

明石郡の

次に市域西部に位置する明石郡の河川流域村々の米麦作経営の様子を、明石川流域の中村藤

米麦作経営

田家の例でみてみよう。藤田家は、近世中期に同村の庄屋も勤めた有力農家である。文化三年当時二町数反の耕地を所有し、表作として稲を二町二反五畝、綿を田に二反二畝、畑に九畝、合計三反一畝、また裏作として裸麦・小麦・大麦・菜種などを一町二反七畝に作付けしていた。記録はないが、耕地の広さからみて、家族のほかになくとも二、三人の雇用労働力を擁していたに違いないし、一部は小作地と

表 129 藤田家の農業生産 (文化3年(1806))

作物	生産高	生産額	比率
米	95俵3斗5升	2,871 ^匁	66.7%
(反当たり)	石 2.12	127	
麦	裸麦 21俵1斗	593.14	13.8
	小麥 3俵2斗2升		
綿	415 ^斤 余	747	17.4
(反当たり)	135	243	
菜種	2俵3斗	91	2.1

(注) 1俵は5斗, 米価は1石60匁, 麦価は1石47匁, 綿価は1斤1.8匁, 菜種は1石70匁で換算。

資料: 「藤田家文書」

していたとも考えられる。

この農業生産をまとめたのが表129である。もとの俵単位を適宜換算し、推定価格ではあるが積算してみると、総生産額のうち約六七％は米が占めて最も多く、残りは綿の一七％と麦類の一四％となつて、菜種は少ない。このほか自給用の野菜なども当然栽培されたが、史料のうえからはわからない。反当收穫量のわかる米と綿を比較してみると、貨幣換算では綿は米の二倍近くの額になり、商品作物としての有利さを示している。しかし田方綿作は、例えば金屋・慶明・養田などの村でもみられたがいずれも小規模であり、この傾向は、

水田比率の高い河川流域村々に共通している。これは、明石産米もすでに酒造米としてかなりの需要を保持し、かつ明石藩も年貢米現物取納を堅持しているという状況下での経営の姿ということであつたらう。

さらに同家のこれら農産物の販売状況をみようとしたのが表130である。生産額に占める販売額の割合は、米のみでみればそれは五一％程度に達し、主食作物を中心とし、現物年貢米を負担する農業経営としては、米はやはりかなり高い商品化率というべきで

表 130 藤田家の農産物販売額 (文化3年(1806))

作物	販売額	比率
米	1,468.71 ^匁	85.3%
綿	222.22	12.9
麦	23.5	1.4
大豆	6.6	0.4
合計	1,721.03	100.0

(注) 販売したものは、ほかに竹・干粕・木などがある。文化3年2月～12月を集計。資料: 「藤田家文書」

あろう。二番目に多い綿の場合のそれは三〇%程度にしかならず、河川流域村々ではなお綿作は自給的性格が強かったといえる。

一方同年の購入肥料の方は、干鰯(代銀六四〇匁七分)・油粕(代銀二六匁)が利用されているが、これは、総販売額の約四〇%を占めており、ここにもこの時期の、購入肥料の投下、収穫物の販売という商業的農業の姿をみる事ができる。

では最も主要な販売物である米はどこへ売られたであろうか。同家の場合は大部分が村内の者にやや小口で売り払われており、これは飯米用と推定されるが、一〇俵余をまとめて売却している下村の茂兵衛や、油粕の購入元でもあり、同時に米の販売先である米屋九兵衛などは、在方ないしは明石の商人であろう。こうして有馬郡と同様明石郡でも、個々の農民は地域的な在方商人などを通じて生産物を売却し、肥料を購入しており、当時の商業的農業経営を流通のうえで支えていたのは、この在方商人の活動であった。

この藤田家の場合も、藩体制の枠内にありながら、その経営の基本はすでに商品経済に立脚しており、おそらくは雇用労働力を有する富農的経営といえるであろう。

2 水車業の発展

寛政三年令と

西摂の絞油業

明和七年(一七七〇)の仕法改正によって幕府は、江戸市場の油供給を安定化させるため、従来の大坂市場の独占体制を崩し、西摂の絞油地帯に新しく油の流通市場をつくり、江戸

市場への油の供給量を増加させようとした。それを受けて寛政三年（一七九二）八月二日に大坂町奉行は、次のように発令している。(1)安芸・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隠岐・阿波・大隅・豊後・対馬の一三カ国の菜種の大坂廻着を禁止し、兵庫津に新規に取り立てる二軒の種物問屋に積み登らせること、(2)それを武庫郡西宮・灘目・兵庫までの間の水車・人力稼の者に限り買わせること、(3)絞り立てた油は江戸に直積するか、大坂出油屋に売却するかは絞り油屋の勝手であること、の三点である。灘目の絞り油屋からいえば、この法令によって菜種の供給圏が、西摂三郡から西国一三カ国に広がり、また絞り油の江戸直積みが可能となった。さらに寛政九年四月に幕府は、前述の同三年令の一三カ国やそれ以外の国々からの菜種の兵庫・大坂への廻着量が増加しないため、その趣旨を徹底させるとともに、途中ででの売却や手絞り以外の絞油を禁止するとともに、各国々の代官や領主に菜種の作高調査を命じた。

寛政三年令について九年令が出されたことによって推測されるように、幕府の期待したほどには菜種の兵庫・大坂への廻着高は増加しなかったのである。

灘目水車

この頃の灘目水車業の状況について、灘目水車五拾六輛仲間惣代（八郡郡二ツ茶屋村利兵衛と菟原業の動向 郡河原村伊兵衛伊三郎）の願書をみてみよう。それによれば、

- (1) 寛政三年に武庫・菟原・八郡の三郡のほか、一三カ国から菜種を買い取ることができるようになったが、そのうち豊後国（大坂蔵屋敷へ二五〇〇石）の分は入札で買い入れているが、大隅国からは辰年（寛政八年）まで少量廻着していたので前金を差し出したが、それ以後入荷がなく、美作国から五〇石、石見国から二〇〇石、三〇石程度入荷があるだけで、他の阿波・対馬・安芸・出雲・隠岐・伯耆・周防・長門・因幡の九カ国

からは全く入荷がないこと、

(2) これらの菜種を水車新田・灘目水車五拾六輛仲間や人力油屋三〇軒が買っていること、等が記されており、やはり寛政三年令による効果がなかったことが知られる。

また、この史料から水車の製油能力がわかる。一年間で水車一輛につき、菜種だけであれば一四〇〇石から三六〇石の油が、綿実だけであれば一二〜三貫で一九〇石余の油が絞れ、合計一二万樽余の油を絞る能力があること、大坂で一日に菜種五石で油を一石絞るのに五五匁二分かかるが、それに対し、水車絞りで油一石につき二二匁九分六厘も安く絞油でき、一〇樽分（二樽三斗九升入）では八九匁余も安く、運賃や価格も安いので、一〇樽につき一〇〇匁余も安く江戸へ運送できると、水車絞りの利点を強調している。

水車新田による

違法者の取締り

前述の灘目五拾六輛仲間惣代の願書に見られるように、菜種や綿実の絞油原料の入荷量の減少の一因は、地方における絞油業の成立にあった。そのため、水車新田と灘目水車五拾六輛仲間は、これらの地方におこってきた違法者の摘発を行った。その状況を示したのが、表131である。この表から、寛政六年から九年までの三年間で四八件の摘発件数があり、全体の四四・九%を占めている。また地域別では、播磨国が五三件で、全体の四九・五%を占めていることが知られる。摘発の理由は、種物を無株人に売ったり、不正に絞油を行ったことによる。

その例として、寛政三年の讃岐観音寺の広島屋惣兵衛の一件についてみてみよう。これは、惣兵衛が人力油稼として綿実を買い取っているという風聞があり、そのために摘発されたものである。惣兵衛の場合は、人力油稼といっても踏車二輛を用い、水車同様の大仕掛の作業場を作り絞油していた。このため、惣兵衛は

表 131 「不正油稼人」摘発件数

年代	国名 郡名	播 磨		美 備 備 備			安 芸		出 淡 阿		讃 岐		不 合
		加 加 美 神 掛 其		作 前 中 後	島 他	雲 路 波	田 他	明 計					
		津 泉	東 西 東 東 他						廣 島 他	豊 田 他			
天明 2			1 3									4	
5	1											1	
7				1								1	
8		2 1			2							5	
寛政 1		1 1			1 1							4	
2		2		1 2	1							6	
3					1					1		2	
4					1							1	
5		1		1 1	1		2				2	8	
6		3 2	1	3		2	1	1				13	
7	2			1 3	1 1 1		1			1 1		12	
9		3 3 2		1	10 2		1			1		23	
10	1	4 1								1		7	
11		1										1	
享和 1	1			1		3						5	
2				1								1	
3										1		1	
文化 1						1						1	
2		1				1		1				3	
10	1											1	
11		3 1										4	
12											1	1	
文政 4					1							1	
13									1			1	
合 計	5 1	18 9 6 4 4 12				12 1 11 7			4 1		4 4		1 107
		53					5		1 1 1		8		

(注) 摘発件数4以上の郡のみに「郡名」の項を設けた。
 資料: 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』

大坂町奉行に召し出されたが、水車新田と兵庫・灘目五拾六輛仲間との対談ができ、訴えは取り下げられた。この時惣兵衛は、稼道具を兵庫津に送り売却すること、以後油物を取り扱わない旨を約定している。

また、寛政四年の備中国窪屋郡の三右衛門の摘発についてみると、同年二月十七日と閏二月十六日の二度、水車新田の油屋五右衛門と住吉村鍋屋庄五郎の代理人甚三郎と藤治郎が綿実の買付けのため同村を訪れた時、三右衛門の水車小屋や庭に大量の種物があり、三右衛門が夜稼ぎで手作手絞分以上の絞油を行っていたことが発覚したものであった。

このように、水車新田や兵庫・灘目五拾六輛仲間は、絞油原料である綿実買入れのため、諸国とくに播磨以西に買請人を派遣していたが、これら買請人が不法者摘発を行っていた。摘発された者は大坂町奉行所に召し出され審理を受けることになるが、その前に当事者間で和解を行い、摘発された者は諸道具の売却、以後不正な行爲を行わない旨を約定している。

兵庫灘目油

寛政三年令により、西摂地方から直接江戸へ油を輸送することができるようになった。この問屋の成立

ため、この地方にも江戸積の油問屋が成立している。同年七月十日付で水車新田の油屋五右衛門、新在家村の島屋与平次、熊内村の大和屋嘉兵衛が、兵庫から西宮までの油を直接に江戸積することが許可されている。なお、この三人のうち、油屋は水車新田の請負人で、水車新田の絞油業者の惣代であり、大和屋は灘目人力油稼仲間の惣代をしており、人力油稼を行っていた絞油業者であったことが知られる。

また、大坂以外から江戸へ油を出荷することになったため、従来大坂の京口油問屋・江戸口油問屋・大坂出油問屋だけが負担していた冥加銀、銀八〇枚(三貫四四〇匁)を、西摂の油問屋・絞り油屋を加えて負担す

表 132 油冥加銀分担額

仲間名	株数	寛政3年	4年	5年	6年	7年
大坂京口油問屋	2	} 2,132.25	1,802.7	1,797.93	1,643.81	1,702.07
大坂江戸口油問屋	5					
大坂出油問屋		1,280.62	1,158.33	1,152.47	1,029.75	1,090.23
水車新田油稼水車	25	6.27	120.79	121.08	182.82	150.78
兵庫・灘目56輛仲間	56	14.04	270.56	271.21	409.6	337.76
灘目人力油稼	12	3.01	57.98	62.96	124.37	102.53
兵庫・灘油問屋	3	0.75	14.49	14.53	21.95	18.09
兵庫薬種問屋	2	0.48	8.55	8.67	13.1	10.99
西宮油問屋	} 14	2.58	6.6	11.15	14.6	22.89
西宮人力油稼						
合計		銀80枚	銀80枚	銀80枚	銀80枚	銀80枚

資料:「大利家文書」

表 133 江戸下り油の出荷量

(単位: 樽)

出荷地	寛政3年	4年 ^①	5年 ^②	6年 ^③	7年 ^④
大坂油問屋	63,967 ^① (76,760)	68,182	62,800	58,297	68,542
うち出油屋分	33,814 (40,577)	25,850	24,533	29,972	30,891
兵庫・灘目油問屋	560 ^③ (6,720)	13,721	12,857	21,283	19,468
西宮油問屋	60 ^③ (720)	195	305	415	730
合計	64,587	82,098	75,962	79,995	88,740

(注) ① 1月から10月まで。()内は1年分の推定量。

② 10月分。()内は1年分の推定量。

③ 前年11月分から10月分までの1年分。

④ 1樽は3斗9升入。

資料:「大利家文書」

ることになり、同年十一月十三日に寛政三年分の冥加銀が決定された。その算定の基礎になったのは、各地から江戸への油の出荷量である。西撰地域の負担分は、絞油業者が大半を負担している。寛政三年から同年までの冥加銀の分担額と大坂、西宮、兵庫・灘目油問屋の出荷量を示したのが、表132・133である。

まず出荷量をみてみると、総額では寛政四年に八万樽を超え、この期間では一応幕府の江戸入荷量を増加させようとした政策は成功している。地域別では、寛政六年以後、兵庫・灘目油問屋の取扱量が急増している。そのため、冥加銀の負担額も増加していることが知られる。

次に、兵庫・灘目油問屋が、どのようにして江戸に輸送していたのであろうか。寛政四年の文書には、三人で水車新田の内に三人の買店を一区画の中に設け、惣入口に「御免油売買所」と表示することが許可されている。また、運送方法については、寛政十年の文書によれば、樽廻船で運送していたこと、運賃が菱垣廻船よりも一〇樽につき一〇匁安い四五匁であったこと、また八分銀と称して、船方から運賃の八%つまり一〇樽につき三匁六分ずつ、船積の諸入用や問屋職の助成として受け取っていたことが知られる。

文政五年 幕府は、文政五年（一八二二）八月に兵庫菜種問屋と西宮・灘目の油問屋が江戸へ油を直積する**令の発布** ことを禁止するとともに、兵庫菜種問屋に対し安芸・周防等一三カ国の菜種の買入れを禁止し、

前々のように大坂の間屋へ積み送るようになし、また諸国においても手作りのほかに種物を買入れたり、自家用以外の絞油をすることを禁止した。この幕令により、西撰の灘目両組の絞油業者は、明和七年令に戻り、大坂の業者の支配下に再び入ることになる。

これにより、再び水車新田は、大坂廻着分のうちから毎年一万五〇〇〇石の菜種の買入れを保証されたの

だが、天保二年（一八三二）には五一九〇石余、同三年には四一五七石余にすぎなくなっている。

この改正令により、摂河泉の村々が、その撤廃を求めて国訴を展開したが（56頁）、灘目両組にとっても、絞油原料に事欠くことになり、また絞油した油も大坂の出油屋に買ったたかれる状態となり、文政十年十月にもとのように自由な絞油業の展開を求めて訴えを起こしている。

このような状況の中で、幕府も新たな対応を迫られることになり、文政十年に檜原謙十郎等による油の流通調査が行われ、天保三年の油方仕法改正が行われた。

檜原謙十郎の油流通の調査　幕府は、文政十年大坂における油の流通実態の調査のため、檜原謙十郎等三名を大坂に派遣した。その調査結果によって、文化十四年（一八一七）から文政九年までの一〇年間の大

坂市場および灘目地方の絞油業の状況についてみてみよう。

まず、絞油原料の集荷状況では、菜種および綿実について大坂綿実絞油屋、摂津灘目両組水車稼屋（水車新田と兵庫・灘目五拾六輛仲間）、摂津・和泉の村々と堺町の水車および人力による絞油業者の各々の業者が買入れた数量が知られる（表13）。菜種については、一〇カ年平均で二〇万四二七九石九斗五升六合で、最も多いのは摂泉村々と堺町の水車および人力稼屋で四三・六％、次に大坂両種物問屋の三七・五％で、摂津灘目両組水車稼屋は一四・六％を占めているにすぎない。それも一三カ国からの買入れ高は、灘目両組水車稼屋が買い請けた菜種の一三・八％にすぎず、大半の八一・八％が西摂の武庫・菟原・八部の三郡から買い請けた菜種で占められていたのである。そして前述のように、文政五年には西国一三カ国から買い入れるという定めが破棄されたため、余計に買入れ高が減少している。

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 134 菜種・綿実の買請高 (文化14年(1817)～文政9年(1826))

項 目		10カ年合計	1カ年平均		
		数 量	数 量	比 率	
菜 種	大坂両種物問屋(諸国より)	石 765,090.685	石 76,509.068	% 37.5	
	大坂菜種絞油屋(五畿内より)	88,610.142	8,861.014	4.3	
	灘目両組水車稼屋	298,076.2695	29,807.627	14.6	
	うち {	13カ国より (文化14～文政5)	41,240.011	4,124.001	2.0 (13.8)
		越前用油絞残種 (文化14～文政6)	13,005.502	1,300.55	0.6 (4.4)
		摂津武庫・菟原・八部3 郡より	243,830.7565	24,383.076	11.9 (81.8)
	摂泉村々・堺町の水車・人力稼屋 (五畿内より)	891,022.469	89,102.247	43.6	
	合 計	2,042,799.5655	204,279.956	100.0	
綿 実	大坂両種物問屋(諸国より)	貫 4,015,585.150	貫 401,558.515	% 11.1	
	大坂綿実絞油屋(五畿内より)	1,669,043.350	166,904.335	4.6	
	兵庫・灘目綿実問屋(諸国より)	11,595,053.350	1,159,505.335	32.1	
	灘目両組水車稼屋	8,407,158.000	840,715.8	23.3	
	うち {	播磨より	3,451,458.160	345,145.816	9.6 (41.1)
		五畿内より	4,955,699.840	495,569.984	13.7 (58.9)
	摂泉村々・堺町の水車・人力稼屋 (五畿内より)	10,433,752.110	1,043,375.211	28.9	
合 計	36,120,591.960	3,612,059.196	100.0		

(注) 比率(%)は、灘目両組水車稼屋の買請高に占める割合。
資料: 津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』

表 135 菜種・綿実の絞油高 (文化14年(1817)~文政9年(1826))

項 目	10カ年合計		1カ年平均	
	数 量		数 量	比 率
水油 (菜種)	大坂菜種絞油屋	石 730,798.781	石 73,079.878	35.7%
	灘目両組水車稼屋	425,942.3115	42,594.231	20.8
	摂泉村々・堺町の絞油屋	891,022.469	89,102.247	43.5
	合 計	2,047,763.5615	204,776.356	100.0
白油 (綿実)	大坂綿実絞油屋	5,693,428.5	569,342.85	15.7
	灘目両組水車稼屋	20,105,556.35	2,010,555.635	55.5
	摂泉村々・堺町の絞油屋	10,433,752.11	1,043,375.211	28.8
	合 計	36,232,736.96	3,623,273.696	100.0

資料: 津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』

両組油総高

水 油		白 油	
石 高	樽 数	石 高	樽 数
石 98,130.807	樽 石 245,327+0.007	石 38,221.191	樽 石 95,552+0.391
5,038.8	12,597	2,958.47	7,396+0.07
103,169.607	257,924+0.007	41,179.661	102,949+0.061
98,058.267	245,145+0.267	38,305.151	95,762+0.351
51,128.22	127,820+0.22 [131,098]	18,384.99	45,962+0.19 [47,141]
46,930.047	117,325+0.047	19,920.161	49,800+161

資料: 津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』

綿実については、兵庫・灘目綿実問屋が三二・一%で、摂泉村々・堺町の水車および人力稼屋が二八・九、摂津の灘目両組水車稼屋が二三・三%となっている。つまり兵庫と灘目

地方の種物問屋と水車稼屋とを合計すると五五・四%を占め、この地域で大坂周辺に集荷された綿実の大半が、絞油原料として使用されていた。また、灘目両組水車稼屋が買い請けた綿実の地域をみてみると、播磨からが四一・一%、五畿内からが五八・九%と、播磨からの買請高も重要で、前述のようにこれらの地に買請人が派遣されていたのである。

これらのことから主要な絞油原料は、規制の強かった菜種ではなく綿実であったことがわかる。

灘目両組の油生 　　それでは、文化十四年から文政
産高と出荷先 　　九年までの一〇年間の絞油高に

ついてみてみよう(表135)。絞油原料の買請高と同様に水油(菜種油)は、摂泉村々・堺町の絞油屋が四三・五%、ついで大坂の菜種絞油屋が三五・七%を占め、灘目両組水車稼屋は二〇・八%を占めているにすぎない。しかし、白油(綿実油)では、この灘目両組水車稼屋が五五・五%を占め、次に摂泉村々・堺町の絞油屋が二八・八%で、大坂綿実絞油屋は一五・七%を占めているにすぎない。水油・白油ともに、大坂の絞油業者は大坂周辺の在方絞油屋や灘目両組水車稼屋によって、強い圧迫を受けていたことがわかる。

表 136 摂津灘目

		油	
		石 高	樽 数
絞 立 分	文化14~文政9年 の10カ年分	136,351.998 (13,635.2)	340,879+0.398
	文化14~文政5年 迄6カ年分	82,047.198 (13,674.533)	
	文政6~文政9年 迄4カ年分	54,304.8 (13,576.2)	
毎年残油元立分		7,997.27	19,993+0.07
合 計		144,349.268	360,873+0.068
売捌 高	(文化14~文政9 年の10カ年分)	136,363.418	340,908+0.218
	江 戸 廻	69,513.21	173,783+0.01 [178,239]
	大 坂 廻	66,850.208	167,125+0.208

(注) 1樽=0.4石で換算。()は1樽=0.39石で換算。

両組の絞油高および出荷高

(単位: 石)

文化14年～文政5年		文政6年～同 9年		文化14年～文政9年	
合 計	年 平 均	合 計	年 平 均	合 計	年 平 均
32,540.337	5,423.389	23,901.8	5,975.45	56,442.137	5,644.214
26,960.67	4,493.445	14,728	3,682	41,688.67	4,168.867
59,501.007	9,916.834	38,629.8	9,657.45	98,130.807	9,813.081
14,493.281	2,415.547	10,767.8	2,691.95	25,261.081	2,526.108
8,052.91	1,342.152	4,907.2	1,220.8	12,960.11	1,296.011
22,546.191	3,757.699	15,675.0	3,912.75	38,221.191	3,822.119
82,047.198	13,674.533	54,304.8	13,570.2	136,351.998	13,635.200
4,570.247	761.708	24,172.2	6,043.05	28,742.447	2,874.245
3,620.8	603.467	14,566.8	3,641.7	18,187.6	1,818.76
8,191.047	1,365.175	38,739	9,684.75	46,930.047	4,693.005
3,113.961	518.994	10,842.6	2,710.65	13,956.561	1,395.656
1,086	181	4,877.6	1,219.4	5,963.6	596.36
4,199.961	699.994	15,720.2	3,930.05	19,920.161	1,992.016
12,391.008	2,065.169	54,459.2	13,614.8	66,850.208	6,685.021
27,744.21	4,624.035	0	0	27,744.21	2,774.421
23,384.01	3,897.335	0	0	23,384.01	2,338.401
51,128.22	8,521.37	0	0	51,128.22	5,112.822
11,278.41	1,879.735	0	0	11,278.41	1,127.841
7,106.58	1,184.43	0	0	7,106.58	710.658
18,384.99	3,064.165	0	0	18,384.99	1,838.499
69,513.21	11,585.535	0	0	69,513.21	6,951.321
81,904.218	13,650.704	54,459.2	13,614.8	136,363.418	13,636.342

の展開と市場構造。

表 137 摂津灘目

		項 目	
絞	水油	兵庫・灘目56輛仲間 水車新田	
		小 計	
	白油	兵庫・灘目56輛仲間 水車新田	
		小 計	
		合 計	
出	大	兵庫・灘目56輛仲間 水車新田	
		小 計	
	白油	兵庫・灘目56輛仲間 水車新田	
		小 計	
		合 計	
荷	江	兵庫・灘目56輛仲間 水車新田	
		小 計	
	白油	兵庫・灘目56輛仲間 水車新田	
		小 計	
		合 計	
		総 計	

資料：津田秀夫『新版封建経済政策』

次に、表136によって、灘目両組水車稼屋の油の出荷先についてみてみよう。この一〇年間の総合計は一三万六三六三石四斗一升八合で、うち水油が九万八〇五八石二斗六升七合、白油が三万八三〇五石一斗五升一合で、水油が七一・九%を占め、菜種による絞油量が七割を占めていた。また、出荷先では、江戸が六万九五一三石二斗一升で五一・〇%、大坂が六万六八五〇石二斗八合で四九・〇%で、ほぼ同量が、大坂・江戸へ出荷されていたことが知られる。しかし、この数字は文政五年令によって江戸直積が禁止された以後の年数も入っているの、実際はもっと江戸積の比重が高かったものと推測される。

次に、兵庫・灘目五拾六輛仲間請負人吉田屋吉右衛門と、水車新田請負人油屋兵五郎の場合についてみてみよう（表137）。この両者の絞油量は、一三万六三五一石九斗九升八合で、水油の場合、文政五年までは一カ年平均で大坂へ一三六五石一斗七升五合（二三・八%）、江戸へ八五一五石三斗七升（八六・二%）、白油の場合、大坂へ六九九石九斗九升四合（一八・〇%）、江戸へ三〇六四石一斗六升五合（八二・〇%）と圧倒的に江戸直積

が行われていたことが知られる。つまり、文政五年令によって、灘目両組の江戸直積が禁止されるまでは、灘目地方の水車によって絞油された製品は、その大部分が江戸へ直接売却されていたといえるだろう。

天保三年の油 幕府はこの調査をうけて、天保三年閏十一月九日に一九カ条におよぶ長文の油方仕法の改方仕法の改正 正を令した。主要な項目を示してみよう。

(1) 諸国からの種物の増大をはかるため、大坂両種物問屋に加えて兵庫に一軒、堺に三軒の種物問屋を設立し、大坂・堺・兵庫両種物問屋の絞油原料の売買方法については、荷主の自由で上記三カ所の種物問屋に売り払うこと、

(2) 播磨国の水車・人力油絞株を新規に認めること、

(3) 従来の大坂の出油屋・京口油問屋・江戸口油問屋を統一して油問屋とし、大坂内本町橋詰町に油寄所を新設すること、

(4) 水車新田は、菜種を、大坂問屋から毎年一万五千石買い請けていたが、今後は大坂・堺・兵庫の種物問屋と摂津国で買い請けるほかに、山城・大和・河内・和泉・播磨の五カ国で五千石まで直買してもよいこと、

(5) 摂津のうち、灘目住吉村(兵庫・灘目五拾六輛仲間)と水車新田および兵庫から西宮の間で絞油した分は、大坂に出さず、江戸にだけ直積すること、

(6) 絞り油屋に日用油の直小売を認めること、

(7) 冥加銀の上納を免除すること、

などが令された。

大坂中心の油支配が放棄され、(1)灘目に対して禁止していた江戸直積を認め、(2)灘目育成のため種物間屋を新設するとともに、水車新田については買入れを増やし、(3)競合相手であった播磨の絞油を認めたこと、などが特徴的である。こうして大坂以外の西摂の絞油地帯や播磨国の新規の絞油株仲間によって、江戸への油の供給を増加させることが目的であった。

しかし、灘目の水車絞油業は、これに十分応えたとはいえない。天保三年令の翌年十二月には早くも半分が休車し、その後、灘目両組の水車八一輛のうち三四輛しか稼動していないという状態であった。このため、水車請負人が大坂町奉行所に呼び出されたが、原料の調達ができないためであると言いつてしている。灘目絞油地帯から江戸へ安定的に油を供給させようという幕府の目論見は、失敗に終わっているのである。

3 鉱山の開発

有馬温泉の泉源と 文化四年(一八〇七)五月に湯山町が、武庫郡西宮地先の鷺林寺村周辺での金山開発の差
周辺の鉱山開発 止めを求めて、大坂町奉行所へ出訴するという事件があった。その時同町の提出した文

書によると、有馬温泉湯本より五、六里のうちで鉱山を掘ると、温泉に支障をきたすので、これまで何度も願ひ出て差止めを認められてきた。その初例は一三四年以前の延宝元年(一六七三)のことで、有馬郡唐櫃村で銅山開発が行われたところ、有馬温泉の湯脈に掘り当てたためであろうか、温泉の温度が下がり、湯量も

表 138 湯山町の鉱山差止め

年代	開発場所	領主	開発願人	
延宝元年	有馬郡唐櫃村	長谷川久兵衛	大坂九条村俵屋仁左衛門	
〃 8年	有馬郡船坂村	豊島権之丞		
貞享3年	武庫郡小林村	豊島権之丞		
元禄3年	有馬郡名来村	内藤大和守		
〃 3年	有馬郡名塩村	内藤大和守		
〃 4年	菟原郡打出村	青山播磨守		
〃 4年	有馬郡名来村	長谷川六兵衛		
〃 11年	有馬郡名来村	石原新左衛門		
〃 14年	菟原郡打出村	青山播磨守		
〃 16年	菟原郡打出村・芦谷村	青山播磨守		
正徳3年	有馬郡唐櫃村	小堀仁右衛門		
享保19年	有馬郡唐櫃村	平岡彦兵衛		
延享5年	有馬郡名塩村	萩原藤七郎		大坂島之内木綿町島屋治良三郎
寛延1年	有馬郡名塩村柿之木場	萩原藤七郎		
宝暦9年	菟原郡石屋村	松平遠江守		
安永4年	有馬郡名塩村	稲垣藤左衛門		
寛政12年	八部郡再度山	石原庄三郎	ニツ茶屋村井筒屋忠兵衛 同村雷屋武左衛門・加賀屋七右衛門・紺屋忠次	
文化4年	武庫郡鷺林寺村	木村周蔵		

資料：『西宮市史』5、「兵庫県史料」30

減少した。このため、湯山町の町民が、このままでは町が衰微してしまおうとして、多数唐櫃村に押しかけるといふ騒動があった。この騒動は、代官長谷川久兵衛によって鎮められ、唐櫃村での銅山稼行は中止されたということである。

当時湯山町の人々は、紀伊熊野沖から西宮の鳴尾の沖に至る潮筋があり、この潮筋から温泉が湧出していると、湯山より五、六里のうちで鉱山が開かれればこの潮筋が掘り切られ、泉源が枯れると考えていたようである。そのため延宝元年以後、湯山町の周辺において鉱山の開発が計画されると、湯山町は、泉源に影響するとして訴願を行い、その差止めを求めたのである。こ



写真 131 長谷銅山付近図（「撰津国八部郡全図」）

の状況をまとめたのが、表138である。この表によれば、延宝元年から文化四年までの約一三〇年間に、湯山の周辺で一八回の鉱山開発願が提出され、そのいずれもが有馬温泉の泉源に影響するという理由で差し止められ、鉱山の開発は行われなかった。

出願人のなかには、大坂の町人と並んで、寛政十二年（一八〇〇）の再度山開発では二ツ茶屋村の井筒屋忠兵衛の名もみえ、かれは後述の長谷銅山の稼行にも関係している。

長谷銅山 このように有馬温泉の泉源保護のために、有馬温泉周辺の銅山の開坑 山開発は湯山町の訴えにより、ほとんどが差し止められている。

しかし、神戸市域内でも一カ所だけ銅山の開発が行われていた。明治十七年（一八八四）十二月の『撰津国八部郡坂本村地誌』には、

村の東方字藤ヶ谷にあり、坑敷発見は安永八年、これより寛政七年迄十七ヶ年を経て、休山とす。このころ一ヶ年に五万斤出銅すと、その後、休山せしかば、享和元年より文化五年に至る八ヶ年を経る。当時の出銅高老ヶ年三万斤たり、また、明治元年より同六年に至る、一ヶ月出銅高千五百斤たり、今休山とす。

とあり、坂本村の藤ヶ谷で、安永八年（一七七九）から銅山が開発され、寛政七年まで毎年五万斤（約三〇トン）の出銅高があったが休山したこと、そして、再び享和元年（一八〇二）から文化五年まで稼行し、毎年三万斤の産



写真 132 多田銅山役人給米他請取覚

銅量があったこと、その後明治元年から同六年まで稼行し、毎月千五百斤、年額にして一万八千斤の産銅量があったこと、明治十七年現在では休山となっていたことが知られる。

「田中家文書」にある安永八年九月の「持山銅山入用ニ付借用一札」によると、長谷銅山の勘定場中が、八幡宮（六條八幡宮）神官の林対馬守に対し、八幡宮社領の山、日南尾西谷のうち、長さ三〇間、横一〇間の土地を銅山稼行のため借用し、その借地料として毎年米三斗ずつ神納すること、また銅山が盛行した場合には料物等にも心を用いることを約定している。これによって、安永八年に銅山が開坑され、長谷銅山と呼ばれていたことが知られる。

また、長谷銅山の守り神として信仰されていた金山神社という小祠が残っている。御神体は、銅鉾石が安置されている。そして、神前に灯籠二基があり、右側には「岡木氏」、左側には「天明元辛丑五月吉日」と陰刻されている。つまり、長谷銅山の開坑された二年後の天明元年（一七八二）に、長谷銅山の繁栄と安全を祈って金山神社が勧請されているのである。

この長谷銅山の支配に関しては、代官万年七郎右衛門支配の多田銅山役人の郡司佐右衛門の発給した「給米他請取覚」（天明三年九月）など、同種の史料が数通残されている。これによって、川辺郡銀山町に置かれ

ていた多田銀山役所の支配下にあったことがわかるが、その詳細については不明である。

長谷銅山の 明治五年五月付の「長谷銅山出銅に付、口上書写」によれば、「坂本村字長谷銅山の儀は、

稼行状況

安永八亥年に同村の田中小左衛門が開山し、神戸ニツ茶屋村の井筒屋忠兵衛と申す者と共に

稼行し、この節は一ケ年に五万斤程出銅していたので、一〇ケ年稼行していた」とあり、長谷銅山の開発人が坂本村の田中小左衛門であり、ニツ茶屋村の井筒屋忠兵衛とともに稼行していたことが記されている。この史料により、長谷銅山の稼行状況を示すと、表139のようになる。なお、この「口上書写」は、菅久次郎なる人物が明治五年に長谷銅山の略歴を記したものであるが、若干の誤謬がある。例えば、天保三年（一八三二）十一月の長谷銅山山付支配人小左衛門（田中）・ニツ茶屋村忠兵衛（井筒屋）・河内国河内郡松原村銀銅山先北山貞助の三人による「銅山水抜ニ付願書」という史料によれば、休山していた寛政十三年（享和元年）にニツ茶屋村の忠兵衛が加入し、水抜を行ったことが、また天保三年からさらに銀銅山先北山貞助を加え、水抜・稼行を行いたい旨を願ひ出ている。つまり、菅久次郎の「口上書写」には、ニツ茶屋村の忠兵衛が安永八年の創業当時から加入していたように記されているが、この「願書」から忠兵衛の加入は享和元年であったと思われる。また、この二つの史料には名前が出ていないが、小左衛門も開発人として参加していたと思われる。さらに、同様に第三期の稼行人として銀山町の元次郎のみが記されているが、このほかに田中小左衛門・井筒屋忠兵衛と北山貞助（天保三年から加入）の三人も稼行人として参加していたものと思われる。

また、天保九年の「長谷銅山場所御尋ニ付口上書」によれば、休山の時には小左衛門が長谷銅山を預かることが慣例となることが記されている。

表 139 長谷銅山の稼行状況

期間	年代	年数	稼行人	産銅量
第一期	安永8～天明8	10	坂本村田中小左衛門(開山) 〔二ツ茶屋村井筒屋忠兵衛〕①	毎年5万斤
	寛政1～同12	12	休山	
第二期	享和1～文政1	18	井筒屋忠兵衛 大坂松屋町中村屋吉兵衛	毎年5万斤
	文政2～同12	11	休山	
第三期	天保1～同7	7	撰津多田銀山町元次郎 〔田中小左衛門〕② 〔井筒屋忠兵衛〕② 〔天保3より河内郡松原村銀銅山先北山貞助〕②	毎年2万斤
	天保8～慶応3	32	休山	
第四期	慶応4.9～ (明治5.9)		菅久次郎	明治2.3～4.12 24,204斤 明治5.1～5.7 1,942斤

(注)〔 〕は、「銅山水抜=付願書」で補訂したもので①は不参加，②は参加していたとそれぞれ推定される。第二期には田中小左衛門も参加していたと推定される。

資料：「菅久次郎口上書」（「田中家文書」）

以上述べてきたように、長谷銅山については、その稼行人や稼行時期等史料によって必ずしも一定していないが、一応整理してみると次のようになるだろう。長谷銅山は、安永八年から坂本村の田中小左衛門が開発請負人として開発し、以後近世期においては同家が開発権を保有していた。そして、天明八年まで毎年五万斤の出銅量があったが、一〇年間で休山となっている。天保三年の「願書」から類推すると、出水のため坑敷がうずまってしまったためであろう。そして、享和元年から開発人小左衛門に加え、二ツ茶屋村の井筒屋忠兵衛と大坂松屋町の中村屋吉兵

衛が新たに参加し、文政元年まで採掘が行われた。この忠兵衛と吉兵衛は、銅山開発の資金主として参加していたと思われるが、その具体的な状況は不明である。そして、天保元年には銀山町の元次郎、同三年には河内郡松原村の北山貞助が加入している。この二人は、貞助が銀銅山先という肩書を持っていたように、鉱山開発技術者として水抜き工事や新しい鉱脈の発見に努めたものと思われる。

4 漁業の変容

兵庫の魚市 兵庫津では、漁船や各地へ出かけて魚を仕入れてくる田舎行魚買船の数が、周辺漁村に比較と生け洲 して極めて多く、漁業・海産物流通の一拠点となっていたことは先にもふれた。明和期（一

七六〇頃）にはやや船数も減少しているが、なお漁船は二六四艘、田舎行魚買船は九六艘を数え、その地位は変わっていない。

こうした漁業活動を背景に、兵庫には魚市場が栄え、魚屋のうちには本格的な生け洲を設けるものも現れた。寛政十年（一七九八）刊行の『撰津名所図会』にも、この兵庫の魚市と生け洲がとり上げられている。魚市は同書に、瀬戸内の漁場と京坂の市場を結ぶ拠点としてとりあげられ、宮前町にあって「これより西の方の漁者、船をこゝに寄せて、毎朝諸魚の市あり、こゝより又京師・大坂へ早船にて運送し、市に商ふ、都て諸魚美味にして、兵庫の魚と賞す」と紹介されている。

「朝鮮人御用覚日記」（『鷺尾家文書』）には、宝暦十二年（一七六二）当時兵庫には、行商から生け洲持ちまで

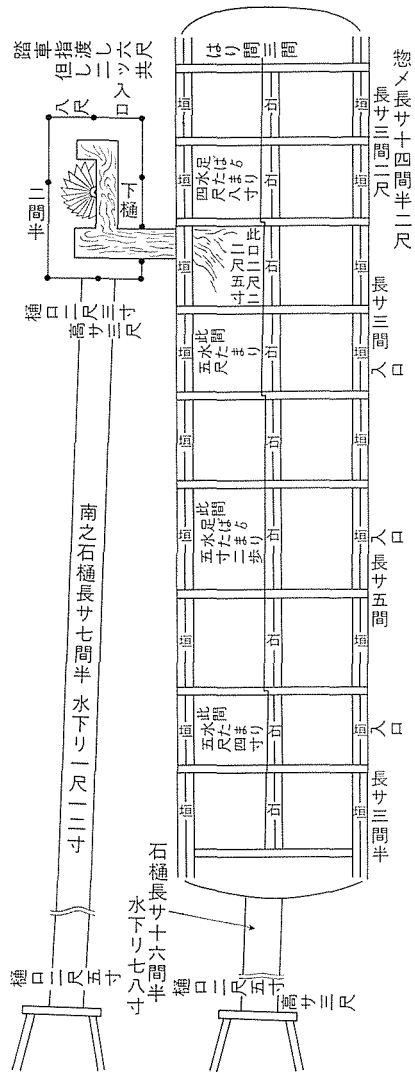


図 29 兵庫生け洲平面図

含めると魚屋総数は八六人あり、朝鮮使節接待に必要な魚の入札にたえうるような「身上宜しき者」は一人であるとして松屋町で鑑屋仁右衛門、宮前町では丹波屋仁左衛門など八人、今出在家町は網屋甚右衛門、和田崎町で柿屋善兵衛をあげている。魚市場のあった宮前町に魚屋が集中していた様子が知られる。

一方、生け洲は、今出在家町に設けられていた。生け洲の持主は魚屋網屋甚右衛門である。南北三間、東西一四間五尺の細長い石垣の水槽に、瓦屋根を葺き、船板で囲い、踏車を用いて海水を入れる仕掛けであったという。前記「朝鮮人御用覚日記」に「殊に網屋甚右衛門には生洲などこれ有り」とみえ、『撰津名所図会』には「鯛鱧鱸及び諸魚を多く放ち生けて、常に貯ふ、これを兵庫の生魚といふ、禁裏調進の手当とす、往來の旅人こゝに来て目を悦ばしめ、奇として時をうつす」と記され、兵庫の名所となっていた。

年紀は欠くが、熊本藩大坂屋敷が、同藩浜本陣であった兵庫の網屋惣兵衛へ、魚の調達を依頼した記録がある。それによれば、同藩の船中台所方用意のために、鯛二〇枚（二尺一、二寸）、小鯛二〇枚（八寸）、鱸二〇本（一尺四、五寸）、かれい二〇枚（九寸〜一尺）その他の活魚を注文している。魚市場のほかにも生け洲があって、かなりまとまった数量の活魚の需要にも応じ得たところに、兵庫の魚供給における特徴をうかがうことができる。

兵庫他国行 兵庫の漁船数は、明和と天明期にかなりの減少を示している。明和六年（一七六九）兵庫津が幕府領

に編入された時、南浜の漁民からは、もと尼崎藩時代漁民への助成策であった救助米五〇俵の下付、酒株の貸下げなどの継続を願っているが、その願書にも「何分近年不漁打ち続き、漁職相止め候者も数多く御座候て、次第に漁船減少仕り」と説明している。

この時期以後の漁業衰退の傾向は次第に深まっていた。漁業賦課である訴訟銀についても天明七年（一七八七）減額を出願し、八貫目から以後一貫目ないし二貫三七〇匁に減額されている。

兵庫の漁民が、安永四年（一七七五）あらためて他国行漁船についての申請を試みているのは、こうした地元での漁不振に対する打開策であったとみられる。要請を受けた代官辻六郎右衛門はこれを許可し、兵庫南

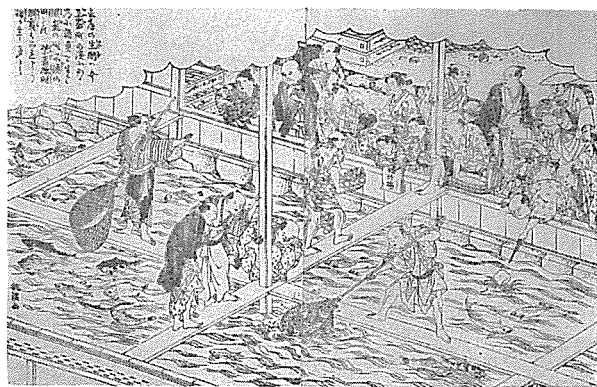


写真 133 兵庫生け州（『摂津名所図会』）

浜の漁船七四艘に他国行漁船の鑑札を下付した。もともと地元における春夏の漁期以外は、かつて阿波・淡路・紀伊などへ出稼ぎ漁を行っていたこともあったというが、他国出稼ぎ漁は時には相手浦から差止めを受ける場合もあった。当時、地曳網など浜先漁はすでに各地元の漁場として確立されていたし、沖漁についても各地でその慣例が形成されていた。たとえば須磨以東の摂津の沖では、「撰播界川辺大坂川口辺までその間浦々これ有り候、沖引網入会に相稼ぎ候」(寛政五年兵庫津漁場訴状)、すなわち撰津国内沖は各浦入会になっていたという。そこで、兵庫津漁業者は特別に公儀公認の他国行漁船の鑑札を受けることによつて、どの海域への出漁をも可能にしようというのである。天明八年管轄の代官所が天津に変更された時も、五九艘の鑑札を受けており、数に増減はあったが、以後もその制は引き継がれていった。

のち、家島の漁業者と争論になった時、兵庫側はこの他国行漁船のことを、

前々より榜示銀訴訟銀と相唱へ、御運上銀相納め、兵庫津沖合並びに隣国は申すに及ばず、中国筋は上関、南は土佐紀州、東は伊勢路迄罷り越し、漁事相稼ぎ候処、折々差し障り申し遂げ候浦方これ有り、稼ぎ方手狭に相成り候ては御運上銀にも差支え、難渋仕り候義に付き、差し障りこれ無き様願ひ上げ、安永年中御聞き済ましの上、他国行漁船と御鑑札成し下され、老艘毎に頂戴奉り候後は、前々の通り何国浦にまで罷り越し漁事相稼ぎ候ても、これ迄何の差し障りも御座無く漁相続け罷り在り候(『兵庫県漁業慣行録』)

と主張している。こうして各海に出漁する公認を得たとする兵庫他国行漁が開始された。もっともこの家島との争論のように、時には相手地元浦との軋轢も生じた。

第四節 農業と鉱工業・漁業の発展

表 140 魚崎村の魚漁運上と浦銀

項目	文政4年(1821)	天保6年(1835)
魚漁運上	銀 122.8 ^匁	銀 123.4 ^匁
浦銀	銀 1.246 ^{貫匁} 内訳 徳三郎 銭 30 ^{貫文} 善四郎 30 伝四郎 30 藤右衛門 10 浜六木 10 青木 30	銀 1.146.9 ^{貫匁} 内訳 網4張分 銭 120 ^{貫文} 小左衛門網歩一銭 1貫500文 青木 } 西青木 } 銀 17 ^匁 焼耐納屋 }

漁業の争論は地元でもしばしば起こった。寛政五年には兵庫が、二ツ茶屋村の他所からの借受け網漁を自分網でないとして差し止めたために起こった争論(以後借受け網漁はしないことで和解、文化三年(一八〇六)兵庫榜示内での沖間漁をめぐる兵庫と二ツ茶屋村の争論、文化十一年停泊中の神戸村小廻船とその移動を求めた兵庫漁船との争論、弘化三年(一八四六)沖間漁についての尼崎と兵庫の争論(魚漁条件を定めて内済)、嘉永元年(一八四八)兵庫榜示内漁をめぐる和泉佐野浦との争論(佐野兵庫間海上半途淡路山正面見通しまでを境とする約定で決着)などがあげられる。

灘目浜の請 灘目沿岸村のうちでは、とくに地曳網について、負地曳網 一定期間を限り、入札によって漁者を定める浦請けの方法が目立っている。もちろん落札者が、その期間排他的に地曳網漁を行う権利をもつ。たとえば脇浜村では、生田川寄りの小野浜について、正徳年間に大石村の漁者に銀五〇〇匁(年によっては八〇〇匁)で漁をまかせ、寛保元年(一七四二)からは兵庫津の漁者が三〇〇〇匁で浦請けしている。自村の漁者が請け負うことも当然あった。宝暦元年には、従前浦受けの兵庫津と、その浦銀高より高い額五〇〇匁で落札した自村漁者との間に争論が起こったりしたこともあった。

灘目沿岸村のうちでは、とくに地曳網について、負地曳網 一定期間を限り、入札によって漁者を定める浦請けの方法が目立っている。もちろん落札者が、その期間排他的に地曳網漁を行う権利をもつ。たとえば脇浜村では、生田川寄りの小野浜について、正徳年間に大石村の漁者に銀五〇〇匁(年によっては八〇〇匁)で漁をまかせ、寛保元年(一七四二)からは兵庫津の漁者が三〇〇〇匁で浦請けしている。自村の漁者が請け負うことも当然あった。宝暦元年には、従前浦受けの兵庫津と、その浦銀高より高い額五〇〇匁で落札した自村漁者との間に争論が起こったりしたこともあった。

表 141 明石藩規定漁期

村名	漁 裙帯菜 (ワカメ)	玉筋網 (イカ ナゴ)	縄 網	手繰網 (アブラ メほか)	鯛 網 (イワシ)	魚 網	瀬戸貝掛 (セト ガイ)	鰯 網 (ボラ)
塩屋村	2～3月		3～5月		6～12月	7～12月		
東垂水村	2～3月	3～5月		5月1日～	6～11月		11～12月	11～2月
西垂水村	2～3月	*3～5月			6～11月			
山田村	2～3月	*2～5月		5月1日～	6～11月		11月12月	11～12月

(注) *史料記載は妙網

灘目沿岸では魚崎村の漁船の推移がわかる。寛政年間より漁船数は減少し、文化七年当時には網船が、さらに幕末の文久元年（一八六一）では漁船もみえなくなっている。地元には大型の地曳網や網船を所有する網元が存在しなくなったということであろう。しかし漁が全く行われなくなったというわけではなく、魚漁運上は村が負担することにして、村の内外を問わず希望者には浦銀を納付させて浜での漁業を認める方針をとっていたと考えられる。

そのことを魚崎村の免割帳に記された魚漁運上と浦銀からみてみよう（表140）。これで見ると、いわば入漁料式に地曳網は一張につき錢三〇貫文として村内の伝四郎や青木村から、その他の網は一〇貫文から一貫五〇〇文として藤右衛門や小左衛門らから、さらに浜の使用料らしい浦銀を隣村の青木村や西青木村から徴収しているのがわかる。したがって、この時期地曳網では四張が稼動していたと推測される。このうち伝四郎は、魚崎村では魚商としてもその名がみえる。

明石藩領山田村の献上鰯

明石藩領であった明石郡の沿岸は、好漁場が多く、藩は江井島村に藩の浜手役所を設置し、積極的に漁業の取締りにあたった。そのため、税は網や漁船、煎納屋など個々の生産用具に課して、その数を改めてきたほか、特定の漁具の禁止や、漁期の制限なども行ったという。

たとえば、禁止されていた漁具には鯛けなまの延縄ひなながある。また、漁期の制限は村によって種類や期間にやや差があったようで、イワシ網漁の場合は、塩屋村では六〜十二月、東垂水村では六〜十一月と定められていたという。終期が一カ月異なっている(表出)。

藩はまた他領からの入漁者も取り締り、浦目付役を巡回させたり、海上には、沖目付を漁師古老などから選任し、巡視させたともいう。

また、藩は江井島村の飯嶋と山田村の塩引ボラを、幕府への献上品と定めて、両村にその漁を課し、特別の制限を加えた。山田村のボラ漁の場合をみると、その漁場は摂播国境から加古郡境まですなわち明石藩領沖合二〇丁以内とすることが認められていた。藩は、文政三年(一八二〇)太郎左衛門・茂八郎兩人のボラ網を藩主の遊漁用と指定し、毎年銀札一〇〇匁ずつを下付したが、のち慶応年間ボラ網数を一張のみに制限し、献上漁の時には、藩主の家紋入り小幟を掲げさせたこともあったという。